

最低制限価格の算定基準の改正について

【建設コンサルタント等業務】

建設コンサルタント等業務委託における最低制限価格の算定基準を、以下のとおり改正しますので、お知らせします。

令和6年（2024年）5月
熊本市工事契約課

● 対象業務

工事契約課で入札・契約を行う、測量業務、地質調査業務、土木設計業務、建築設計業務、設備設計業務、補償関係コンサルタント業務及びその他コンサルタント業務（WTO案件を除く。）

● 改正内容

【最低制限基準額】

区分	改正前	改正後
1 測量業務	直接測量費+測量調査費+諸経費×48%	直接測量費+測量調査費+ 諸経費×50%
2 地質調査業務	直接調査費+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80%+諸経費×48%	直接調査費+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80%+ 諸経費×50%
3 土木設計業務	直接原価（直接測量費+測量調査費+直接人件費+直接経費）+諸経費×48%+その他原価×90%+一般管理費等×48%	直接原価（直接測量費+測量調査費+直接人件費+直接経費）+ 諸経費×50% +その他原価×90%+ 一般管理費等×50%
4 地質調査業務及び土木設計業務を合わせて行う業務	直接原価等（直接測量費+測量調査費+直接人件費+直接経費+直接調査費）+その他原価等（その他原価+間接調査費）×90%+解析等調査業務費×80%+諸経費等（土木設計業務の諸経費+地質調査業務の諸経費+一般管理費等）×48%	直接原価等（直接測量費+測量調査費+直接人件費+直接経費+直接調査費）+その他原価等（その他原価+間接調査費）×90%+解析等調査業務費×80%+ 諸経費等（土木設計業務の諸経費+地質調査業務の諸経費+一般管理費等）×50%
5 建築設計業務	直接人件費+特別経費+技術料等経費×60%+諸経費×60%	
6 設備設計業務	直接人件費+特別経費+技術料等経費×60%+諸経費×60%	
7 補償関係コンサルタント業務	直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費等×45%	直接人件費+直接経費+その他原価×90%+ 一般管理費等×50%
8 上記1から7に該当しないもの	予定価格×3/4	

※ 最低制限基準額は、各業務費（直接原価、諸経費等）の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

※ 上記の式に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

【最低制限基準額の上限及び下限】

予定価格の85%～60%

【最低制限価格】

上記の式により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように、開札時に、電子入札システムの自動設定システムにより無作為に抽出した額を最低制限価格として決定します。

● 適用時期

改正後の基準は、一般競争入札にあっては令和6年（2024年）5月13日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

熊本市総務局契約監理部工事契約課
TEL 096-328-2442